

荒尾市立図書館
資料収集方針について

2026年 3月1日
荒尾市立図書館 指定管理者
株式会社 紀伊國屋書店

荒尾市立図書館資料収集方針

(目的)

この方針は、荒尾市立図書館における資料の収集及び選定についての基本的な方針を示すとともに、荒尾市立図書館全体として、より充実した蔵書を構築することを目的とする。

(基本方針)

図書館は、資料・情報の提供を通じて、市民のあらゆる知的ニーズに応える機関である。

荒尾市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として「図書館の自由に関する宣言」

(社団法人日本図書館協会 1979年改訂)を尊重し、図書館として提供可能なすべての資料及び情報を提供するよう努めるものとする。

資料の収集は、本方針に基づき、全体の蔵書構成を考慮しつつ、市民の資料要求に応えるとともに、その要求に資する資料を、次の原則に基づき選択し、収集するものとする。なお、市立図書館で収集した資料が、いかなる思想又は主張を有するものであっても、それを図書館又は図書館員が支持するものではないことを明らかにする。

- (1) 市民の知る自由を保障する機関として、多様な対立する意見が存在する問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するものとする。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるもの又は公共の場にふさわしくないものは除く。
- (2) 著者の思想的、宗教的又は党派的立場のみによって、その著作を排除しない。
- (3) 図書館員の個人的な関心又は好みによって資料の選定を行わない。
- (4) 個人、組織又は団体からの圧力若しくは干渉によって、資料収集の自由を放棄し、又は紛糾をおそれて自己規制を行わない。
- (5) 主として専門家又は研究者の利用を目的とする高度な研究書及び学術書については、原則として収集しない。

所蔵していない資料で市民の資料要求があるものについては、購入を検討するとともに、蔵書構成等の理由により購入しないと判断した場合には、国立国会図書館、熊本県立図書館や他市町村の図書館との協力や連携により、可能な限り提供できるよう努めるものとする。

(資料の種類)

収集する資料の種類は、次のとおりとし、施設の規模、地域性及び機能に応じた資料を収集するものとする。詳細は、別に定める選定基準による。

- (1) 図書（一般書・参考図書・児童図書）
- (2) 郷土資料及び行政資料
- (3) 外国語資料
- (4) マンガ

- (5) 高齢者及びバリアフリーサービス資料（LLブック・大活字本・点字資料・録音図書等）
- (6) 逐次刊行物（新聞・雑誌・パンフレット）
- (7) 視聴覚資料（DVD・CD）
- (8) 電子書籍
- (9) データベース
- (10) その他

収集する資料は、国内で刊行された資料を中心とし、全分野にわたり幅広く収集する。ただし、洋書については必要に応じて収集するものとする。

（資料収集の方法）

資料の収集は、購入並びに寄贈（郷土資料に限る）等によるものとする。

（資料選定の組織）

資料の収集に当たっては、本方針に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館員が選書した資料について、副館長及びリーダーが選択し、館長並びに教育委員会が承諾するものとする。

（寄贈資料の収集）

寄贈資料の収集については、郷土に関する資料又は郷土に関する人物が発行した資料に限るものとする。

（資料収集方針等の公開）

荒尾市立図書館は、資料収集方針について、広く市民の理解、協力及び支持を得るため、資料の収集方針並びに選定基準等の基本方針を公開するものとする。

